海老名市立学校教員の働き方改革推進プラン

令和２年３月２３日

海老名市教育委員会

1　学校における働き方改革の考え方

【目的】

★教員の心身の健康保持の実現と、「誇り」と「やりがい」をもって専門性を発揮できる環境を整えることにより、質の高い教育活動の実現を図る

今日、学校をめぐる環境が複雑化・多様化し、教員の役割が拡大しています。さらには、新学習指導要領の実施に伴い、日々の教育活動の充実が求められています。このような中、 教員の長時間勤務が大きな課題となっています。

文部科学省は、平成 30 年２月「学校における働き方改革推進プラン 」を策定し、神奈川県教育委員会は、令和元年 10 月「神奈川の教員の働き方改革の指針」を策定しました。これらにより、市町村教育委員会においても、教員の働き方改革の計画的な取組が求められています。

このような中、本市においても「海老名市立学校教員の働き方改革推進プラン」を策定することにより、教員の働き方を見直すことで校務全体の効率化を図り、研修研究、授業改善等、最も重要な職務である子どもたちへの質の高い教育活動の実現を目指してまいります。そして、教員の人間性や創造性を高め、教師としての自信と誇りを持ち、効果的な教育活動の推進を目指してまいります。

このことを踏まえ、「社会に開かれた学校」として持続可能な学校経営を実現するために、海老名市では、次の３点を重点として働き方改革を推進することとします。

１　子どもと向き合う時間の確保と教職員のスキルアップ
２　学校の組織力・マネジメント力の強化
３　教職員の業務の適正化と労働環境の整備

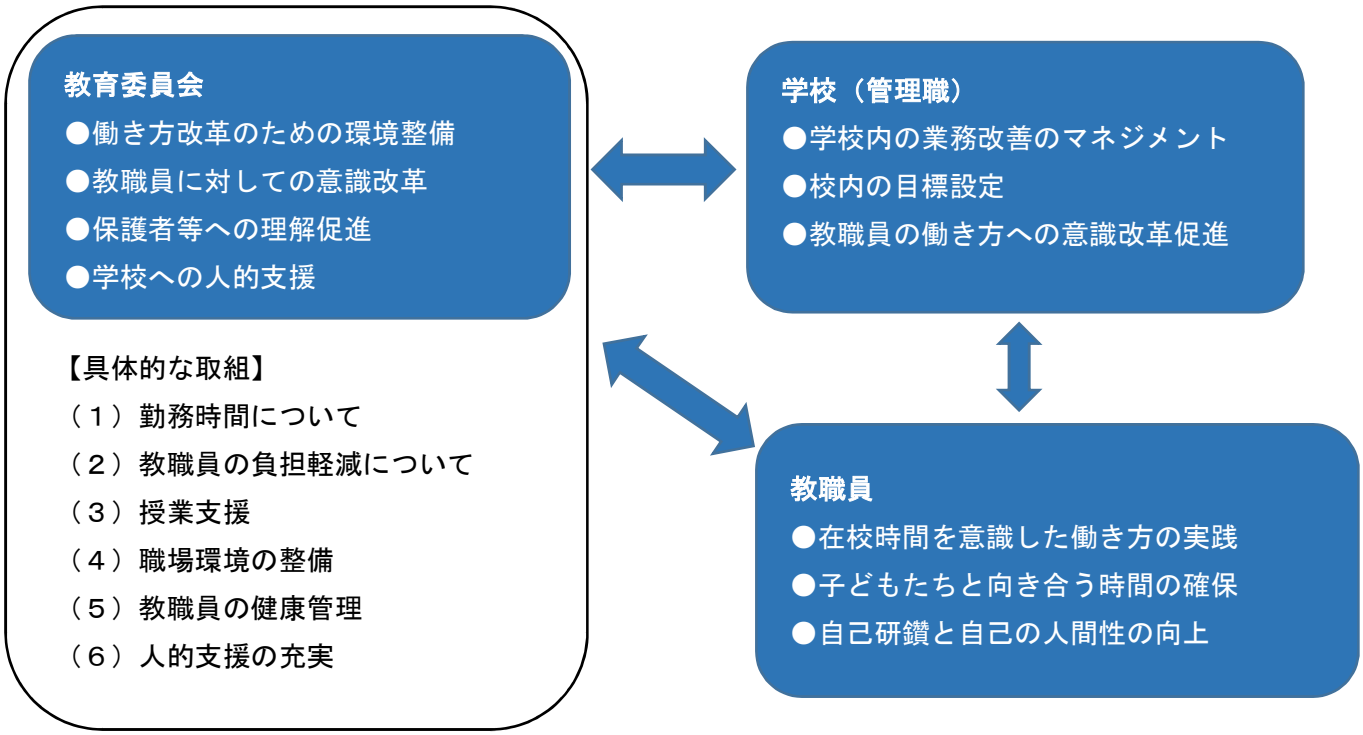

2　海老名市の教員の働き方の実態

平成 29 年 11 月に神奈川県教育委員会が実施した公立学校教員勤務実態調査では、１週間の総在校時間が 60　時間を超える、いわゆる「過労死ライン」相当にある教員が多数存在していることがあきらかになりました。

本市においても、小学校 3 校、中学校 1 校を抽出し、同様の調査を実施しています。小学校、中学校ともに１週間の総在校時間が、60 時間に迫る結果が明らかになりました。このことから、いわゆる「過労死ライン」に相当する教員が存在していることが想定されます。

【調査目的】

・市町村立学校教員の勤務実態について把握し、勤務実態改善の取組につなげていく。

【調査対象】

・校長・教頭・総括教諭・教諭・養護教諭・栄養教諭（臨時的任用職員・再任用含む）

【調査結果】

● **小学校（時刻及び時間数は各校における平均）**

	出勤時刻	退勤時刻	在校時間	時間外の在校時間
有鹿小学校	7:35	18:20	10 時間 45 分	3 時間
東柏ケ谷小学校	7:24	18:05	10 時間 41 分	2 時間 56 分
今泉小学校	7:54	18:18	10 時間 24 分	2 時間 39 分

● **中学校（時刻及び時間数は当該校における平均）**

	出勤時刻	退勤時刻	在校時間	時間外の在校時間
柏ケ谷中学校	7:43	19:24	11 時間 41 分	3 時間 56 分

※平成 29 年度　勤務実態調査（11 月期　7 日間抽出）

※勤務時間 7 時間 45 分想定と休憩時間とする

文部科学省：「勤務実態調査（全国）」平成 29 年 11 月～12 月

・週あたり総在校時間 60 時間（過労死ライン）

小学校教員 35.7%　中学校教員 72.7%

・教職員の在校時間（平均）

小学校 11 時間 9 分　中学校 11 時間 24 分

【参考】　平成 29 年 11 月実施　「市町村立学校勤務実態調査の結果」より

教員１人当たりの１日の平均学内勤務時間①(勤務日)

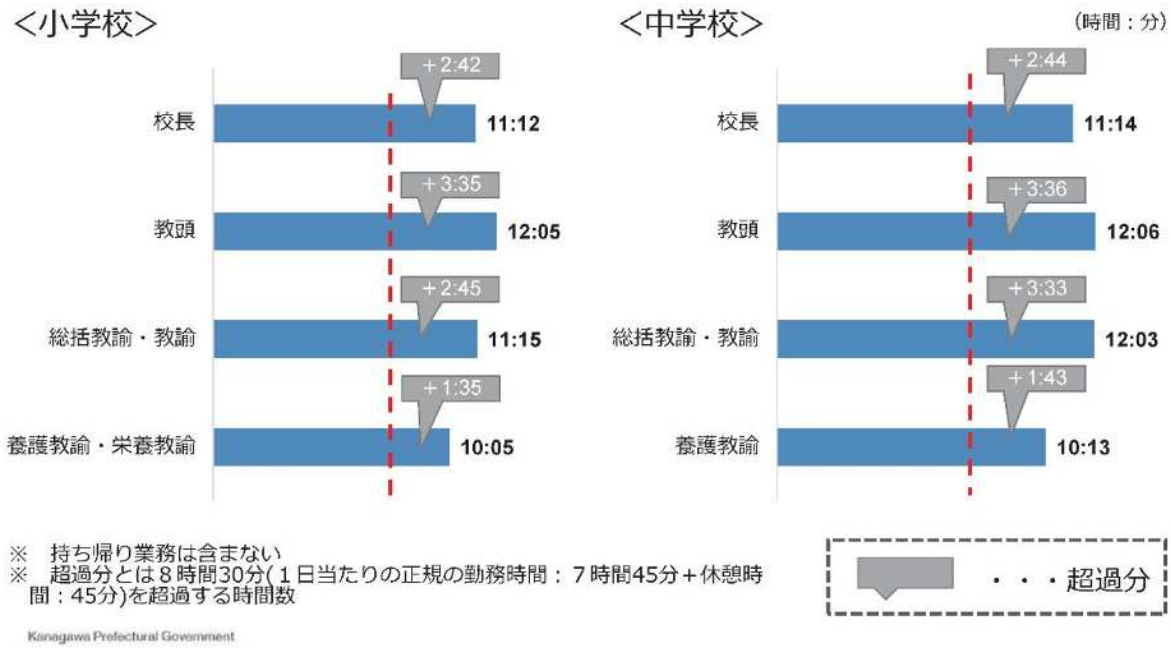

※　持ち帰り業務は含まない
※　超過分とは８時間30分(１日当たりの正規の勤務時間：７時間45分＋休憩時間：45分)を超過する時間数

Kanagawa Prefectural Government

年齢構成別の総括教諭・教諭１人当たりの１日の平均学内勤務時間①(勤務日)

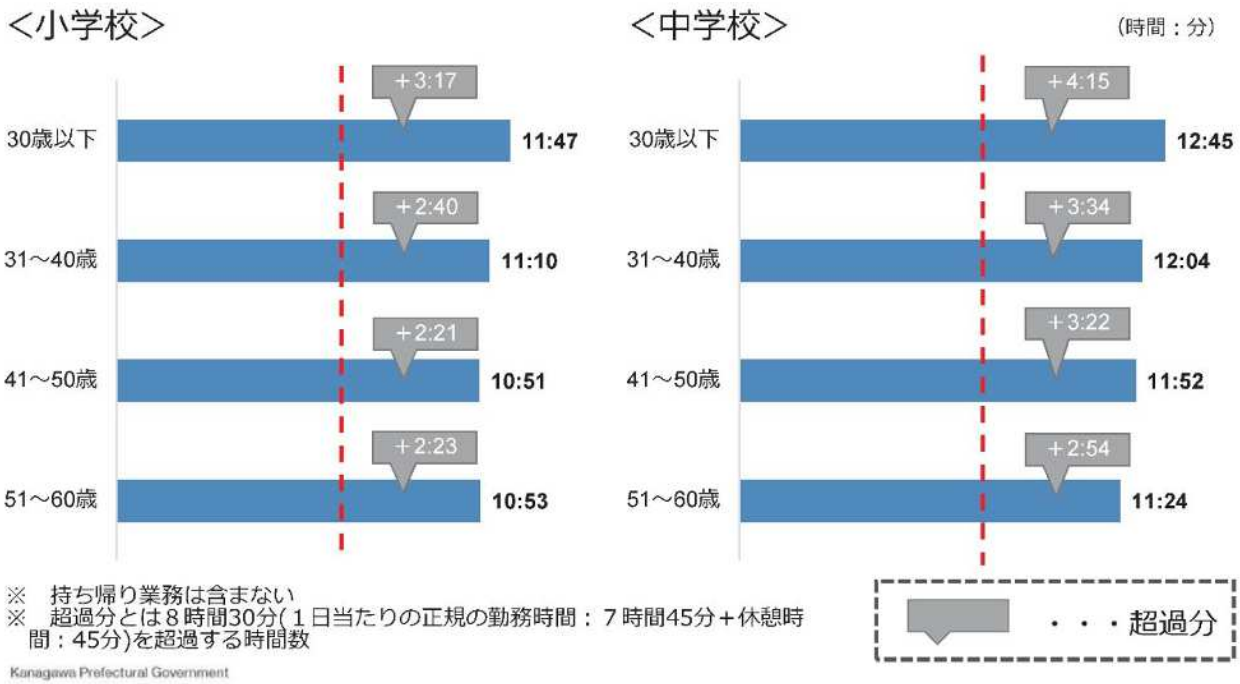

※　持ち帰り業務は含まない
※　超過分とは８時間30分(１日当たりの正規の勤務時間：７時間45分＋休憩時間：45分)を超過する時間数

Kanagawa Prefectural Government

３　勤務時間（国の指針）

（１）在校時間

文部科学省は、公立学校教師の勤務時間の上限（下記参照）について、平成31年1月「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」により次のように明記しています。

※　令和元年12月4日、給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）の一部を改正する法律が可決され、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を「公立学校の教職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康および福祉の確保を図るために講ずるべき措置に関する指針」へと格上げされた。

勤務時間の上限

勤務時間：7 時間 45 分＋休憩時間 45 分⇒8 時間 30 分

【勤務時間＋時間外勤務】⇒在校等時間として扱う

★時間外勤務の上限（原則）

1 か月　45 時間以内（1 日平均 2 時間 15 分）

1 年　　360 時間以内（1 か月平均 30 時間）・（1 日平均 1 時間 30 分）

★特例：特別の事情により勤務をせざるを得ない場合の超過勤務

1 か月　100 時間未満　　1 か年　720 時間以内

（連続する複数月は平均 80 時間以内、かつ、45 時間超えは年間 6 月まで）

※特別な事情とは、災害等通常予見することができない業務量の大幅な増加

「勤務時間」及び「時間外勤務」は、教職員が校内に在校している「在校等時間」を意味し、所定の勤務時間外において、研修や教材研究等のための時間や校外での研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間がそれにあたります。

※自己啓発のための時間は、在校等時間には含まれません。

（２）時間外勤務

公立学校の教員には、原則として「時間外労働を命じることはできません」が、**超勤４項目（下記参照）**に該当する業務に従事させる場合には、所属長（学校長）の権限で**特例的に時間外労働を命じることができます。**

〇時間外勤務（在校時間）の範囲

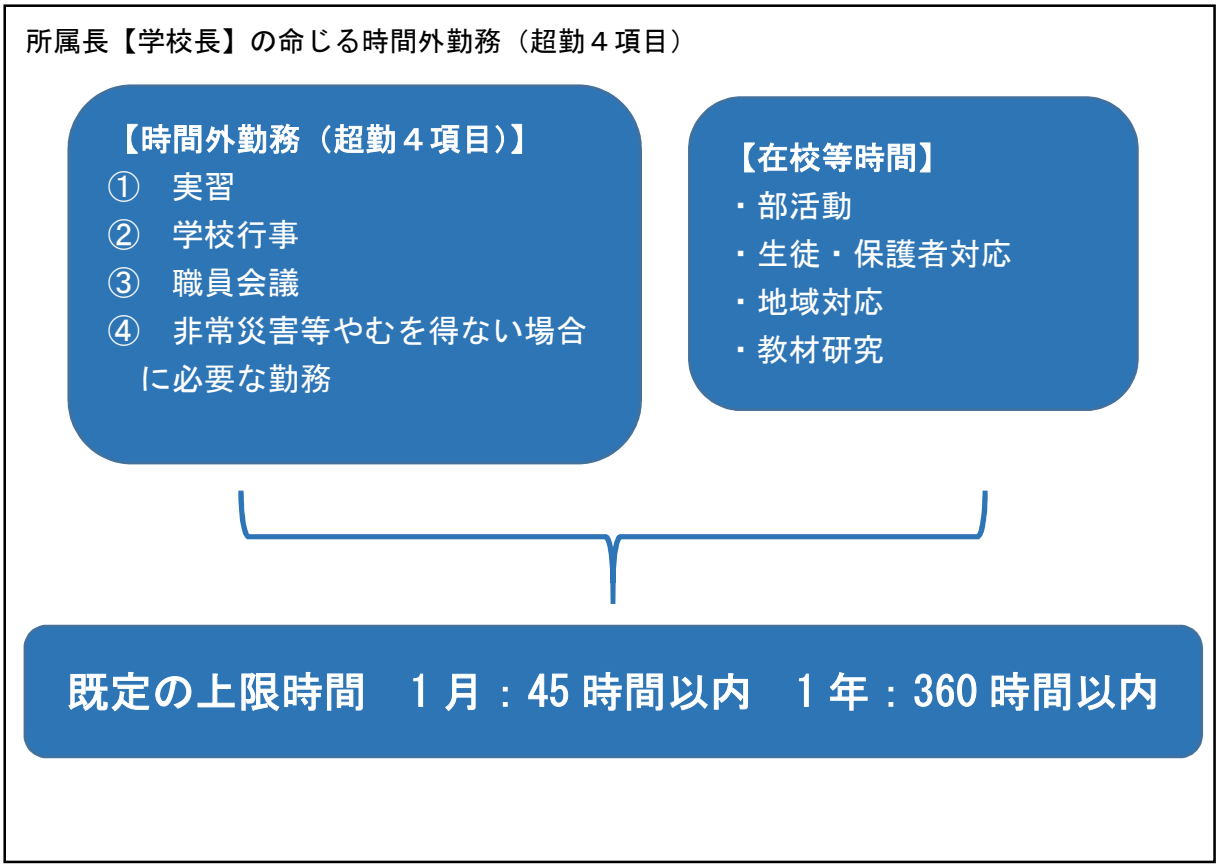

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」（給特法）

（令和元年12月4日　改正）

【改正の趣旨】

●【第5条関係】1年単位の変形労働時間制の適用（令和3年4月1日施行）

学期中の業務の縮減に加え、夏季休業期間中に、集中して休日を確保すること等が可能となるよう地方公共団体の判断により、1年単位の変形労働時間制の変形労働時間制の適用を可能とする。

●【第7条関係】業務量の適切な管理等に関する指針の策定（令和2年4月1日施行）

教員が所定の勤務時間でやらなければならない業務が多く、それらが、超過勤務命令によらないものであることを踏まえ、文部科学大臣は、公立学校の教員の健康および福祉の確保を図ることにより、学校教育の水準の維持向上に資するため、教員の業務量の適切な管理等に関する指針を定めること。

4　海老名市教員の働き方

【基本的な考え方】

「海老名市立学校教員の働き方改革推進プラン」では、教員の「勤務時間に関する意識改革」及び「業務の適正化に関する取組」の実現に向け、「教育委員会」「学校」それぞれの役割を明確にし、教員の業務改善、負担軽減につなげるため、次の 3 点を重点に推進してまいります。

【3 つの重点】

１　子どもと向き合う時間の確保と教職員のスキルアップ

２　学校の組織力・マネジメント力の強化

３　教職員の業務の適性化と労働環境の整備

上記重点項目を実現することにより、本市の教員一人ひとりが心身の健康を保持し、一層の充実した教育活動につながるものと考えられます。さらに、教育の質的向上が実現され、子どもたちの豊かな学びや育ちにつながります。

教育委員会は、これまでも、教員の負担軽減を図るべく、「学校給食費の公会計化」「 校務支援システムの導入」「ＩＣＴ機器（タブレット等）を活用した授業改善」等により、校務の効率化を進めてきました。これらの取組は、大きな成果を上げております。

令和 2 年度以降、具体的な取組を推進するにあたり、勤務時間（在校等時間）を含めた教員の働き方そのものの意識改革が必要です。これは、教員が心身の健康を保持し、「誇り」と「やりがい」を持ちながら教育活動に従事するためのワーク・ライフ・バランスの実現につながるものとなります。

５　今後の具体的な取組

★令和２年度の取組　・今後の取組

（１）勤務時間について

★勤退管理システムの導入
★定時退勤日の設定
★年休取得の推奨
★冬季休業日期間に閉庁日設定
・変形労働制の導入

これまでの取組

・学校閉庁日
・留守番電話メッセージ機能の活用
・研修・会議等の精選
・３６協定締結

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
勤務時間（在校時間）の管理	システムの導入				試行期間			勤務時間の管理				
定時退勤日の設定	通年実施（各学校による設定）											
年休取得の推奨		★		★	★				★	★		★
閉庁日の設定					★				★	★		

※令和４年度、文部科学省による教員の勤務実態調査が予定されています。
※閉庁日の設定については、教育課程、諸活動等を踏まえて、学校が設定する。
※変形労働制については、国や県の動向を踏まえ、取り組んでいく。
※勤務時間（在校時間）の取扱については以下のとおりとする

「在校時間（在校時間）の管理」について

（１）管理職

教員の勤務時間の把握をし、必要な指導を行う。

・1 週間の勤務時間（在校時間）が 45 時間を超えるものについては、面接・指導を行う。

・1 週間の勤務時間（在校時間）が 45 時間を超えるものについては、健康状態を把握し、医療機関の受診など必要な対応を行う。

・1 週間当たりの勤務時間（在校時間）が 45 時間を超えるものについては、教育委員会に報告を行う。

（２）教育委員会

・管理職からの報告を受けた長時間勤務者については、必要に応じて面談を行い、臨床心理士や産業医との面談を勧める。

・管理職と連携、「校内の目標設定」や「業務改善」等、教職員の働き方について助言を行う

・安全衛生委員会が、臨時に学校の巡視を行い、教員の労働環境について点検を行う。

（３）教職員

・勤務時間（在校時間）を把握し、長時間労働が常態化していないか自己点検するとともに、その理由について、管理職に報告を行う。

（２）教員の負担軽減

これまでの取組

★就学時健康診断の見直し
★保護者向け文書の電子化
・学校ホームページのリニューアル
・口座引き落としによる教材費等の徴収

・給食費の公会計化
・校務支援システムの導入
（学籍・成績・保健事務）
・全教職員に PC 一台付与
・部活動　休養日の設定

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保護者向け文書の電子化			周知期間			試行期間				本格導入		

※就学時健康診断は、令和２年度より体育館・教室を借り、市の事業として展開する。
※口座引き落としによる教材費等の徴収は、令和２年度、有鹿小学校をモデルに先行実施し、令和３年度からは全校で実施する。
※学校ホームページについては、現在検討中。

（３）授業支援

これまでの取組

★GIGA スクール推進
★新しい教科書の教師用指導書配付
★専科教員（英語専科）等の増員
・水泳指導の民間委託化
・教科担任制の導入

・ICT の環境整備
（デジタル教科書・電子黒板等）
・タブレットの導入
・授業研究・研修会等へ指導主事派遣
・小学校英語専科教員の配置
・教育専門指導員等の巡回

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
GIGA スクール推進	施設整備				小５・６　中１　タブレット配付							
教師用指導書の配付	配付		活用期間									
専科教員等の増員	英語（専科）　加配教員（専科）市費非常勤講師											

※水泳指導の民間委託等については、現在の水泳指導を継続しながら検討をしていく。
※小学校高学年における教科担任制については、国の指針等を注視していく

（４）職場環境の整備

・軽微な修繕の委託業者との包括的な契約
・消耗品費、学校裁量の拡大
・屋内運動施設の空調設備の設置
・児童生徒携行品等、収納の構造化
・休憩室の整備

これまでの取組

・職員室、教室等の空調設備
・温水洗浄機能付き便器の設置
・来客用インターホンの設置
・安全衛生委員会（産業医）巡視

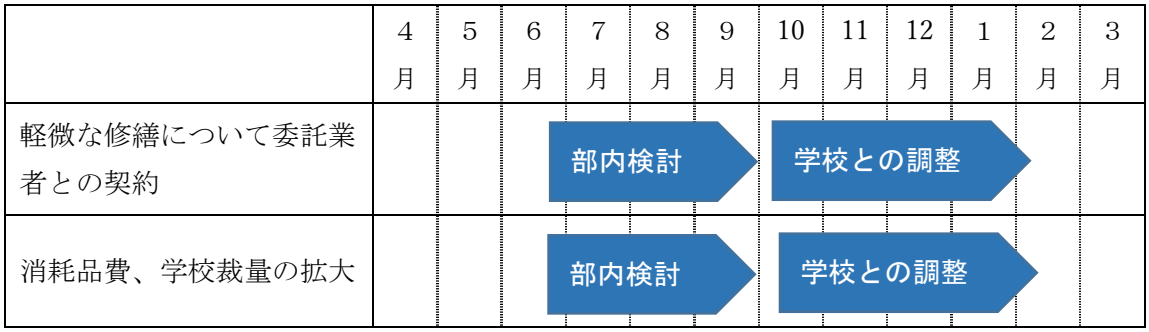

※上記の２点については、令和２年度検討を行い、令和３年度より実施します。
※「海老名市学校施設再整備計画」により、順次、屋内運動施設等整備を進めていく。
※校内の労働環境については、安全衛生委員会の巡視により、必要に応じて対応する。

（５）教職員の健康管理

★教職員のメンタルヘルス相談
★健康診断のモニタリング
★ストレスチェックの活用
・産業医等の面談・相談

これまでの取組

・臨床心理士による相談
・ストレスチェックの実施と活用
・教職員の健康管理（健康診断）
・産業医の巡視並びに相談

※　教職員のメンタルヘルスについては臨床心理士等の相談は随時行う。
※　ストレスチェックをもとに各学校の労働環境等についての研修を行う。

（６）人的支援の充実

★スクールロイヤーの運用
★学校事務支援員の配置
・校務作業員
（用務員・安全監視員業務見直し）

これまでの取組

★市費　単独事業
・介助員等　補助指導員　学習支援ボランティア
・臨床心理士　言語聴覚士　日本語指導講師
　スクールソーシャルワーカー
・図書支援員　よみきかせボランティア
・安全監視員　巡回パトロール員　立哨員
・情報教育支援員　ALT　部活動指導員・支援員

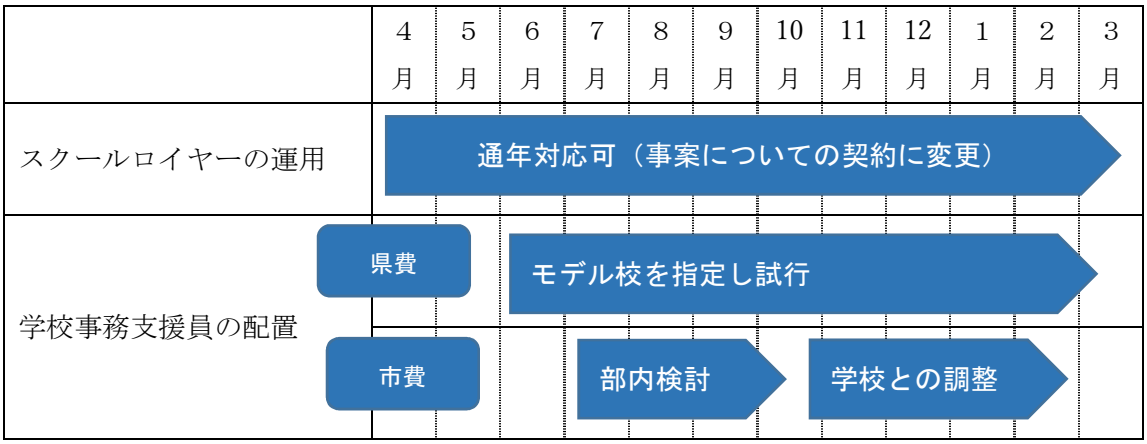

※学校事務支援員（国：スクールサポートスタッフ：予算 19 億）について、令和 2 年度、海老名市教育委員会に、5 人の配当。小学校 3 人、中学校 2 人（週 20 時間）を配当し、各学校のニーズに合わせて配置していく。
※教育委員会において、弁護士と契約を結んでいます。重大事案の対応等、学校が抱え込まないよう対応します。

６　学校における「働き方改革」の視点

（１）「チーム学校」へのシフト

・校内での情報共有体制の確保
・オンザフライミーティングの活用
・OJT による人材育成
・専門機関との連携
・校内の報告・連絡・相談のシステム化
・各学年、各グループにおけるケアの実施

●保護者対応等、教職員が課題を一人で抱え込まないよう、協働的な体制を整備し、各学年、各分掌のグループではラインケアを実施する。
●校内の風通しの良い環境を整備し、日ごろから職務等について話ができる人間関係作りに努める。

（２）コミュニティスクール（学校運営協議会）の機能化

・学校応援団との連携・活用
・学校運営協議会の機能化
・地域にある教育資源の活用
・地域とともにある「学校づくり」

（３）カリキュラムマネジメント

・学校行事の見直しと精選
・新学習指導要領に基づく教育課程の編成
・ICT 等の活用や教材の工夫
・学校業務の平準化

●「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、学校は、地域との連携・協働を進め、地域は子どもたちの学びや成長を支える活動に参画できる基盤を整えていく
●地域の教育資源（人・環境）を活用し、「地域学校協働活動」を推進していく中で、教職員の負担を軽減できるよう学校の全体計画を見直す。
●教師の教材準備等の負担を軽減する中で、子どもたちの教育効果を上げることができるよう積極的に ICT 機器等を活用していく